

法人会報

みよし

miyoshi corporation association

2026 09

第 60 号



第 48 回三次きんざい祭

令和 8 年度 事業計画	1
三次税務署 着任のあいさつ	2
三次税務署からのお知らせ	3
第14 回通常総会 / 税務研修会	7
各種表彰	8

親会租税教室 / 活動予定	9
新入会員企業紹介	
青年部会 NEWS	10
女性部会 NEWS	14

法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(*)は、
**保険料が割安な集団扱いへ
変更ができます！**

- 1 | 簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 | 担当代理店の変更はありません。**
- 3 | 保障内容の変更はありません。**

*がん保険、医療保険、休職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください！

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

令和8年度事業計画 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)

I. 活動の基本方針

公益社団法人三次法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体である」という理念のもと、社会全体への貢献を目指し、「税」に関する活動を中心に据えつつ、適正かつ効率的な組織運営に努め、法人会活動のさらなる充実を図る。
あわせて、活動の充実には組織および財政基盤の強化が不可欠であることから、会員の増強を図るとともに、会員企業にとって魅力ある事業の展開に取り組む。また、福利厚生制度の推進など、会員サービスの向上にも引き続き注力する。

II. 主な事業計画

公益関係

1. 税知識普及事業

「税」に関する活動に軸足を置きながら、多くの会員企業の参加を得ることに努めつつ、地域の実情に即した活動を展開する。また、より「公益性」を高めるため、会員企業に加えて、一般市民にも対象を広げた事業活動を展開する。

- ① 税に関する説明会・新設法人説明会・講習会・研修会・講演会の開催
* 会員はじめ広く一般の企業及び市民を対象に、税をテーマとしての税知識の習得・普及・啓発・納税意識の高揚を目的に、三次税務署担当者・税理士等の専門知識を有する講師により開催する。

- ② 租税教室
* 次世代を担う児童、生徒に税の重要性を正しく理解し、関心を持ってもらうため租税教育及び租税教室の一層の拡大・充実を図る。
* 親会役員では、これまで実施している小学校の「租税教室への講師派遣」、青年部会では小学校・中学校の「租税教室への講師派遣」、女性部会では、小学校の「租税教室への講師派遣」に対する取り組みを重点施策と位置づけ積極的に推進する。

- ③ 広報活動の充実
* 広報誌の内容の充実と、法人会のイメージアップ、社会的知名度の向上を図るため積極的に活動を展開する。また、税の広報についても、「税を考える週間」行事への参加など世間一般に対する税の啓発のための広報活動をさらに強化する。また、法人会ホームページの充実を図り、広報誌の一部を掲載する。

- ④ 研修教材の配布や優良図書の贈呈
- ⑤ 他団体の会報誌へ活動事業の掲載

2. 納税意識高揚事業

- ① 税に関する絵はがきコンクールの実施
* 管内の小学校6年生を対象に、税を正しく理解し、税の大切さや、使い道について勉強していただき、税が私たちの生活にどのように役立っているかを絵はがきに表現してもらうことを目的として、当会女性部会が中心になって実施する。また、作品の表彰を行い、作品を三次市内の施設等に展示する。

- ② 税金クイズの実施
* 地域のフェスティバル等に参加し、クイズ形式の租税教育として、親会・青年部・女性部で積極的に取り組み、税金クイズを実施する。

- ③ 「e-Tax」の利用推進への更なる取り組み
- ④ 「税を考える週間」イベントに参加

3. 税制提言事業

国税、地方税について踏み込んだ検討を行い、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

- ① 会員企業の税制に関する要望事項のとりまとめ
- ② 三次市長、三次市議会議員に対し、令和9年度税制改正要望書の提出を行う

- ③ 全国大会への参加
* 税制に関する要領、要望をとりまとめ、建設的な意見を提言しその実現に努める。

4. 健康経営推進事業

国・地方財政の健全化の一助として会員企業の健康経営・活力・業績向上等の支援のため、PR活動などの事業推進を行うとともに、ひいては、次代を担う子供たちの社会保障給付費など税の負担軽減に繋がるよう各種の啓発活動を行う。

5. 地域企業発展事業

公益法人制度を踏まえ、会員企業に加え一般にも対象を広げた研修会を開催し、より一層「公益性」を高めることとする。

6. 社会貢献事業

公益社団法人としての使命を果たすため、地域に密着した種々の社会貢献活動を積極的かつ継続的に実施する。青年部会、女性部会の協力のもと、多くの会員企業の参加を得ることに努めつつ、地域の実情に即した活動を積極的に推進する。また、地域社会貢献活動で行うイベント等の際には、可能な限り税の普及活動と併せて実施する。

- ① 三次市きんさい祭りへの参加
* 三次市のきんさい祭り「市民大パレード」への参加・協賛し、法人会物資等を配布し、e-Taxを推進する。

- ② 記念講演会の開催
* 設立40周年を記念し、地域住民を対象とした記念講演会を開催する。(令和13年度開催予定)
本講演会の開催や広報に係る費用については、公益充実資金を活用する予定である。

7. 国税局との連携・協調

税務署との連携、協調を図りつつ活動を実施してきているが、国税当局とより一層連携・深め、当会の各種施策に積極的に取り組んでいき、意見交換を実施する。

- ① 法人会が実施する説明会、研修会への講師派遣
- ② 税のイベントを効果的に実施するための税務署との意見交換
- ③ 租税教室に関する団体間の協力や税務署との意見交換

共益関係

1. 福利厚生事業

会員企業の一層の経営健全化と発展向上に資すること、不測の事態の防衛を図るため、法人会のもつ各種福利厚生制度の加入向上を図る。

- ① 法人会の福利厚生制度
* 会員企業に理解を深めていただき、取扱保険会社（3社）との連携を一層強化し、厚生委員会、組織委員会、青年部会、女性部会と推進活動を展開するとともに、法人会の財政基盤の安定化に努める。

2. 企業向け制度

・大同生命保険株式会社・AIG損害保険株式会社 経営者大型総合保障制度
・AIG損害保険株式会社 ビジネスガードシリーズ
・アフラックがん保険制度ほか

3. 会員交流事業

会員支援のために、会員の交流の輪を広げるとともに、異業種交流の一環として会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員に限定した研修会、講習会の事業を実施する。

4. 会員増強事業

組織の充実強化策として、法人会のもつ各種福利厚生制度を利用し、一年を通して、積極的な会員増強を図る。

- ① 取扱保険会社（3社）との連携
* 会員企業に理解を深めていただき、取扱保険会社との連携を一層強化し、厚生委員会、青年部会、女性部会と推進活動を展開するとともに、法人会の財政基盤の安定化に努める。

- ② 友誼団体との連携

* 関係官庁、税理士会、金融機関、提携保険会社等友誼団体との連携による推進。

- ③ 対応策の展開

* 役員による率先した参画や指導のもと、新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

5. 青年部・女性部会活動

① 青年部会

* 租税教室の開催
三次市内の小中学生を対象に、税の役割やその仕組みについて正しい税知識を持ってもらうため、親会、女性部会、三次税務署と連携して開催する。また、租税教育推進協議会主催の講師研修会へ参加する。

* 組織の拡充強化・研修会・親睦交流事業・親睦会の開催・他地区青年部会との交流会次代を担う若手経営者としての資質向上に努め、会員相互の情報共有・交換し、魅力ある部会活動を行い、部会員増強に努め、青年部会の充実、活性化に努める。

* 社会貢献事業（三次きんさい祭への参加）
地域社会への多様な貢献活動を会員企業と一体となって展開する。

* 財政健全化のための健康経営プロジェクトの普及・実践「健康経営による企業の活力向上」・「適切な医療利用による医療費の適正化」の両立。

* 親会事業への参加協力(税金クイズ)

② 女性部会

* 租税教室の開催
小学校の租税教室への講師派遣および租税教育推進協議会主催の講師研修会への参加。

* 税に関する絵はがきコンクール実施
租税教育の一環として、市内小学校6年生を対象に税に関する絵はがきを募集し、選考会にて、各団体賞、努力賞を決定。また、県大会・全国大会への出品を図る。

* 三次税務署との連携強化・社会貢献活動事業への積極的な参画

* 財団法人三次市教育振興会へ金品寄贈

* 三次社会福祉協議会へ使用済切手、書損じはがきの寄贈

* 魅力ある女性部会活動を展開・会員増強推進、会員親睦事業の実施

* 親会事業への参加協力(税金クイズ)

管理関係

* 諸会議

・ 通常総会：年度終了後3カ月以内に開催する

・ 臨時総会：会長が必要と認めたときに開催する

・ 正副会長会：必要に応じて開催する

・ 常任理事会・理事会：会長が必要と認めたときに開催する

・ 委員会：随時（総務・組織・税制・研修・厚生・広報・健康経営）

・ 部会：随時（青年部会・女性部会）

* その他

・ 全法連・県法連・その他友好団体の行う諸会議への参加

・ 法人会全国大会：（10月8日）茨城大会 水戸市民会館

・ 全国青年の集い：（11月19日・20日）島根大会 松江市総合体育館

・ 女性フォーラム：（4月16日）埼玉大会 ソニックシティ

・ 税制セミナー

・ 事務局セミナー・事務局長会議

・ 県連理事会・各委員会

・ 税務関係の書籍の販売



着任のごあいさつ

三次税務署長 穴 戸 英 生

公益社団法人三次法人会の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年7月の人事異動により、このたび三次税務署長を拝命いたしました。

三次法人会の皆様方には、平素から税務行政に格別のご理解とご協力を賜っており、紙上をお借りして心から感謝申し上げます。

三次法人会におかれましては、常日頃からさまざまな活動にしっかりと取り組まれているとお聞きしており、大変心強く感じております。

特に、次世代を担う児童・生徒を対象とした「租税教室」に数多くの講師を派遣していただくとともに、「税に関する絵はがきコンクール」を主催されるなど、租税教育に熱心に取り組まれているほか、税務研修会を開催されるなど、税知識の普及にもご尽力いただいております、改めまして感謝申し上げます。

また、早速私も皆様と一緒に踊らせていただいた三次の夏の恒例イベント「三次きんさい祭」の市民大パレードや、10月に開催される「みよしフェスタ」での「税金クイズ」など、地域に密着した社会貢献活動にも数多く参加しておられ、納税道義の高揚や税知識の普及のみならず、地域社会の発展にも大きく貢献され、菅原会長をはじめ会員の皆様方の永年のご尽力に心から敬意を表する次第です。

さて、令和8年度の税制改正により、法人税に関しては、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の対象となる取得価額の引き上げ、「特定生産性向上設備等投資促進税制」の創設などがなされ、所得税に関しては、昨年に引き続き「所得税の基礎控除額及び給与所得控除の見直し」が行われて、本年の年末調整から適用されます。

なお、令和9年1月以後に提出すべき「給与支払報告書」について、市区町村に提出することにより、税務署へ提出する必要がなくなる「源泉徴収票のみなし提出の特例」が開始されますが、これを eLTAX で提出することで「マイナポータル連携」の対象となり、受給者の方の利便性も向上します。このように、e-Tax を含め国税・地方税のデジタル化によって大変多くのメリットがありますので、未利用の会員の方々におかれましては、この機会に導入を検討していただければと思います。

結びに、公益社団法人三次法人会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝並びに会員企業の事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。



源泉所得税の改正のあらまし

令和8年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和8年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

(注) このパンフレットは、令和8年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 以下のとおり所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。

これらの改正は、原則として、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。

※ 令和8年11月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の引上げ

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 (令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額 (改正された範囲)			
	改正後 ^(注1)		改正前 ^(注1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円 ^(注2)	99万円 ^(注2)	95万円 ^(注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円 ^(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円 ^(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)			63万円 ^(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

(注) 1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円(改正前:58万円)に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額(改正前:58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額)となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 下記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、**令和9年分以後**の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ 給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額 (改正された範囲)		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円 ^(注1)	その収入金額×30%+8万円	65万円
190万円超 220万円以下		(69万円未満となる場合は、69万円)	その収入金額×30%+8万円

(注) 1 給与所得控除の最低控除額等の特例(租税特別措置法第29条の4)の適用後の給与所得控除額となります。

2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める**令和8年分以後**の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

ハ 令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 -74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

なお、国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記ロ及びハを加味した表とすることを予定しています。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 上記(2)の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和8年の給与等の源泉徴収事務における留意事項】

令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和8年12月に行う年末調整の際に、上記(1)の引上げ後の基礎控除額及び上記(2)の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、上記(3)の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。

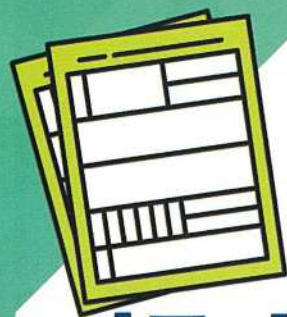
(参考) 改正後の配偶者特別控除額及び特定親族特別控除額の表

上記(2)及び(3)の改正により、親族等の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）に応じた控除額は、次のようになりました。

配偶者又は特定親族の合計所得金額 (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	配偶者特別控除額			特定親族 特別控除額
	所得者の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			
	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
62万円超 85万円以下 (136万円超 159万円以下)	38万円	26万円	13万円	63万円
85万円超 90万円以下 (159万円超 164万円以下)				61万円
90万円超 95万円以下 (164万円超 169万円以下)				51万円
95万円超 100万円以下 (169万円超 174万円以下)	36万円	24万円	12万円	41万円
100万円超 105万円以下 (174万円超 179万円以下)	31万円	21万円	11万円	31万円
105万円超 110万円以下 (179万円超 184万円以下)	26万円	18万円	9万円	21万円
110万円超 115万円以下 (184万円超 189万円以下)	21万円	14万円	7万円	11万円
115万円超 120万円以下 (189万円超 194万円以下)	16万円	11万円	6万円	6万円
120万円超 123万円以下 (194万円超 197万円以下)	11万円	8万円	4万円	3万円
123万円超 125万円以下 (197万円超 199万円以下)				
125万円超 130万円以下 (199万円超 204万円以下)				
130万円超 133万円以下 (204万円超 207万円以下)	3万円	2万円	1万円	

(注) 上記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

事業者の皆さまへ



令和9年1月から 源泉徴収票の 提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり…給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

**源泉徴収票を税務署に
提出する必要がなくなります！**



給与支払報告書の提出はeLTAXで、業務負担を大幅軽減！

eLTAX を使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！

提出先が多すぎて、
手間もコストも
かかって大変です…！



どうしたらもっと
効率的に提出
できますか…？



すでに！
約**70%**が
eLTAXを
利用して提出！！



まだまだあります！eLTAXで提出するメリット！

☑ 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を 電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☑ 従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降eLTAXが便利になります

サービス提供時間の拡大

24時間365日電子申告・電子納付等ができます！
※メンテナンス時間を除く

GビズIDログイン機能の実装

eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q&A

Q. この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。
※令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

Q. 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、 税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q. 今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出した場合、 従業員はマイナポータル連携された給与情報を利用できますか？

A. eLTAXで提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、利用できます。
書面や光ディスク等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。
(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)
※給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考
リンク



制度改革の
内容について
(国税庁ホームページ)



eLTAXの
利用方法について
(地方税共同機構
ホームページ)



給与情報の
マイナポータル連携
(国税庁ホームページ)

第14回 通常総会

6月9日、みよしまちづくりセンターペペラホールにて「第14回通常総会」を行いました。議案はすべて満場一致で可決され、今年度の活動に向けて良いスタートを切ることができました。

そして、今年は租税教育活動報告「三次もののけ〜平太郎参上!〜」の紙芝居完成お披露目として、女性部会のメンバーが実演を披露しました。ハプニングもありましたが、会場は笑顔と拍手に包まれ、作品の魅力を存分に感じていただけたことと思います。

その後、制作に携わってくださった行政様へ、感謝状と記念品をお渡ししました。心を込めて取り組んでいただき、本当にありがとうございました。

総会終了後は、森新へ移動し、懇親会を開催し、来賓の皆様と、会員参加者で、親睦を深めました。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

[出席会員数 201名／本人出席 42名／委任状出席 159名]



あいさつ 菅原会長



祝辞 松本市民部長



祝辞 田中署長



行政様と女性部会員



行政様ごあいさつ

税務研修会

テーマ
「酒税法改正 身近なお酒と税制の話」

講師
三次税務署 署長 田中 晴香 様

[参加者 55名]



懇親会



祝辞 大同生命 松村推進部長



乾杯の発声 佐藤会頭

各種表彰

1. 公益財団法人 全国法人会総連合 会長表彰

(株)タマルコンサルタント 田丸孝美様

2. 一般社団法人 広島県法人会連合会 会長表彰

三次マツダモータース(株) 坪井和徳様

(株)ビーエルテック 吉川輝様

3. 公益社団法人 三次法人会 会長表彰 (会員増強)

広島内外旅行(株) 信國秀昭様

(有)君田交通 松尾宏様

三次スズキ自動車(株) 中山利彦様

(有)島原造園 島原祐哉様

(株)三輪モータース 菅原暢之様

三次マツダモータース(株) 坪井和徳様

広島内外旅行(株) 信國真一様



広島県法人会連合会 会長表彰(右) 吉川 輝様



三次法人会 会長表彰 (会員増強)(右) 信國真一様

行政様へ感謝状贈呈



紙芝居「三次もののけ～平太郎参上!～」

親会による租税教室開催



君田小学校

5・6年生 11名 (7月15日)

講師 松尾副会長 補助 田丸副会長



令和8年
活動予定

第19回 絵はがきコンクール

選考会

日程：令和8年10月16日(金)

場所：三次商工会議所

応募作品
展示

日程：令和8年11月11日(水)

～11月19日(木)

場所：サングリーン1F催事場



応募用紙

11月14日(土) 表彰式開催予定 サングリーン1Fセンターコートにて

税金
クイズ

日程：令和8年10月11日(日)

時間：10:00～15:00

場所：みよし運動公園

(みよしフェスタ2026会場)

対象：小学6年生以上

全問正解者はくじを引いて
豪華賞品をGETしよう!!



当法人会では、毎年税金クイズを開催しています。
この機会に是非、税金について考えてみてください。

税務
研修会

テーマ：年末調整 実務のポイント

日時：令和8年11月10日(火)

①10:30～12:00

②13:30～15:00

場所：三次商工会議所 2F 会議室

講師：三次税務署担当官

定員：①・② それぞれ50名

どなたでも
ご参加いただけます

参加費
無料

※本年度は税務署による年末調整説明会の
予定はございません!
お誘いあわせの上、是非ご参加ください。

(お申込みは同封しておりますチラシをご覧ください。)

新入
会員



企業名	代表者	住所
(有)皇敷園	永 山 稔 規	728-0021 三次市三次町3-14
(株)PDラボ	永 奥 秀 太	728-0013 三次市十日市東5丁目2-24 セジュール輝A201
医療法人社団 こね森内科医院	小根森 元	728-0013 三次市十日市東4丁目1-1
(株)CONECTRY	矢 谷 貴 司	728-0021 三次市三次町1206-2
(株)神杉農産	戸 田 博 敬	729-6214 三次市廻神町709番地の5
(株)福原酒店	福 原 啓 文	729-6335 三次市秋町977-1
(株)zeplus	信 國 真 一	728-0012 三次市十日市中1丁目4-1
(有)庭園美協	齊 藤 淳	729-6331 三次市下志和地町812-1
社会福祉法人 慈照会	和 泉 一 子	728-0001 三次市山家町597番地1
(株)アイデン	今 田 顕	728-0021 三次市三次町1242-1
(株)STANDARD	沖 田 滉 平	729-6213 三次市廻神町3188-1
合同会社 ELEMENT NEXUS	片 山 正 彦	728-0021 三次市三次町1534-4

》 青年部会 NEWS



4月 23日	第1回理事会	・ 令和7年度の事業報告の承認について ・ 令和7年度の収支決算の承認について ・ 収支報告会について ・ 租税教室講師日程調整について ・ 会員増強について
5月 29日	第14回収支報告会	・ 令和7年度 事業報告及び収支決算報告について ・ 令和8年度 事業計画及び収支予算について
6月 24日	きんさい祭	・ 説明会への参加（佐々木）
7月 1日	第2回理事会	・ きんさい祭参加について ・ 全国大会について
7月 7日～	きんさい祭	・ 7/7 7/14 7/21 祭り練習
7月 25日	きんさい祭	・ 第48回 三次きんさい祭 参加

》 第14回収支報告会（令和8年5月29日）

森新にて収支報告会を開催いたしました。来賓として、三次税務署より田中署長、青山統括官をはじめ当法人会の会長、副会長5名にお越しいただきました。

報告会では、令和7年度の事業報告・収支報告、令和8年度の事業計画・収支予算を報告し、その後、女性部会と合同懇親会を開催し、交流を深め閉会となりました。

令和8年度事業計画

1. 租税教室の開催

三次市内の小中学生を対象に、税の役割やその仕組みについて正しい税知識を持ってもらうため、親会、女性部会、三次税務署と連携して開催する。また、租税教育推進協議会主催の講師研修会へ参加する。

2. 組織の拡充強化・研修会・親睦交流事業・親睦会の開催・他地区青年部会との交流会

次代を担う若手経営者としての資質向上に努め、会員相互の情報を共有・交換し、魅力ある部会活動を行い、部会員増強に努め、青年部会の充実、活性化に努める。

3. 社会貢献事業（三次きんさい祭への参加）

地域社会への多様な貢献活動を会員企業と一体となって展開する。

4. 財政健全化のための健康経営プロジェクトの普及・実践

「健康経営による企業の活力向上」・「適切な医療利用による医療費の適正化」の両立。

5. 親会事業への参加協力（税金クイズ）

》「第48回三次きんさい祭」への参加

7月25日(土)に「第48回三次きんさい祭」が開催されました。当日は猛暑でしたが、三次税務署より、署長をはじめ6名、当法人会会員、会員ご家族、従業員、ご友人を含め総勢48名で参加いたしました。

祭に向け、7月7日・14日・21日の3回の練習を行い、“青年部会 藤田さん”“理事 品川さん、天野さん”の指導のもと練習を重ね、当日は練習の成果を十分に発揮することが出来、無事パレードを終えることが出来ました。



》“令和8年度 租税教室”が始まりました！！

塩町中学校

2クラス 69名(7月2日)



講師 佐々木 補助 永奥・三上

三和中学校

12名(7月7日)



講師 藤田 補助 清原



》青年部会 **新入会員** ご紹介



PC修理・販売 ホームページ デジタルアート

株式会社 PDラボ
PC-DIGITAL



株式会社 PDラボ
永奥 秀太さん

東京で漫画家として活動し、テレビアニメでも放映された「サバイバルシリーズ」などの制作に携わったのち、法人化を機に地元・三次市へ戻り事務所を構えました。

現在はインターネットを通じたイラストやアプリなど創作物の制作・販売をはじめ、三次市内の企業様・個人様を対象としたパソコンの修理・販売、子ども向けクリエイター教室「PDクリエイタークラブ」の運営など、創作とデジタルに関わる幅広い事業を行っています。

これまで培ってきた経験や技術を地域に還元し、創作とデジタルの力で三次の未来に少しでも貢献できるよう、これからも取り組んでまいります。



<https://pdc-lab.com/>



法人会版 健康経営

健康経営で
100%企業は
強くなる

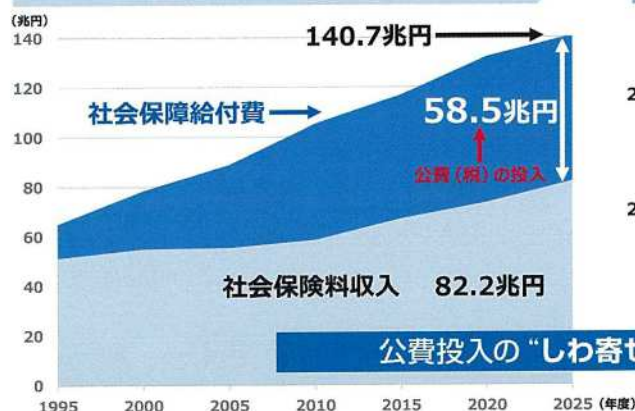


法人会は「健康経営[®]」に取り組んでいます。

法人会版健康経営は「子供たちの未来」のための取組です

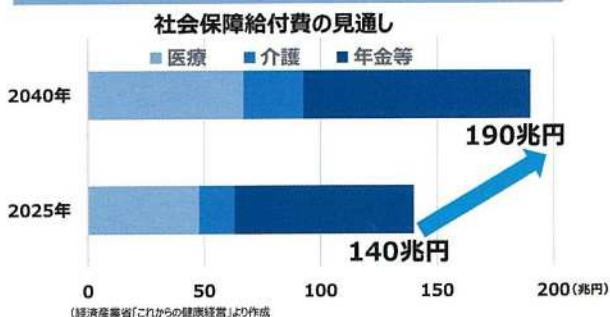
現状

社会保障給付費への公費（税）の投入は年々増え続けている。



将来

社会保障給付費は2040年には190兆円に達すると推計されている。



法人会版「健康経営」について詳しくはこちらの二次元コードから



法人会版「健康経営宣言」のご案内

●●●●●●●● 会員企業が健康経営に取り組むメリット ●●●●●●●●



健康経営で「**企業価値の向上**」を目指しましょう。
それが**税収増・財政健全化**につながります

期待される 取組み効果例

- ◆リクルートへの好影響
- ◆従業員の健康増進
- ◆従業員のモチベーションアップ
- ◆職場環境の改善
- ◆離職率の低下
- ◆社内コミュニケーション改善
- ◆生産性の向上
- ◆業績向上
- など・・・

【健康経営の取組み例】

- ▼全社員の健康診断受診及び再診の徹底
- ▼喫煙者の禁煙（分煙）の取組み
- ▼運動や食事に関するワンポイントアドバイスを定期的に社内掲示する
- ▼ノー残業デーの制定や有給休暇取得促進の取組み
- ▼ストレスチェックの実施、メンタルヘルス講習等の実施
- ▼社内運動会やサークル活動の開催
- ▼社長と従業員の 1on1 面談を実施
- ▼法人会や地域の社会貢献活動等に積極的に参加する など・・・

※他にも自社にあわせてできる取組みを始めてください！

法人会版健康経営にご賛同下さい

スマートフォンからわずか5分で完了。「あなたの会社も健康経営の環に参加しよう！」



二次元コードから
健康経営宣言フォームへ



必要事項を入力して
【提出】ボタンを押す



法人会版健康経営

問い合わせ先（公財）全国法人会総連合事務局
TEL：03-3357-6681 メール：mail@zenkokuhojinkai.or.jp
<https://kenko-keiei.zenkokuhojinkai.jp/>

「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

女性部会 NEWS



4月 24日	第 1 回理事会	・ 女性フォーラム参加報告 ・ 令和7年度の事業報告の承認について ・ 令和7年度の収支決算の承認について ・ 収支報告会について ・ 租税教室講師日程調整について ・ 研修旅行（案）について
4月 30日～	租税教室	・ 租税教室開催
5月 29日	第 14 回収支報告会	・ 令和 7 年度 事業報告及び収支決算報告について ・ 令和 8 年度 事業計画及び収支予算について
7月 7日	県連 女連協議会	・ 第1回 理事会

社会貢献活動（令和8年3月30日）



社会福祉活動に役立ててもらえるよう、古切手や書損じはがきを寄贈。

三次市社会福祉協議会



教育の充実に役立てていただけるよう、会員で浄財を集め寄贈。

三次市教育振興会

第 14 回収支報告会（令和8年5月29日）

森新にて収支報告会を開催いたしました。来賓として、三次税務署より田中署長、青山統括官をはじめ当法人会の会長、副会長5名にお越しいただきました。

報告会では、令和7年度の事業報告・収支報告、令和8年度の事業計画・収支予算を報告し、その後、青年部会と合同懇親会を開催し、交流を深め閉会となりました。

令和8年度事業計画

1. 租税教室の開催

小学校の租税教室への講師派遣および租税教育推進協議会主催の講師研修会への参加

2. 税に関する絵はがきコンクール実施

租税教育の一環として、市内小学校6年生を対象に税に関する絵はがきを募集し、選考会にて、各団体賞、努力賞を決定。また、県大会・全国大会への出品を図る。

3. 三次税務署との連携強化・社会貢献活動事業への積極的な参画

地域社会への多様な貢献活動を会員企業と一体となって展開する。

4. 財団法人三次市教育振興会へ金品寄贈

5. 三次社会福祉協議会へ使用済切手、書損じはがきの寄贈

6. 魅力ある女性部会活動を展開・会員増強推進、会員親睦事業の実施

7. 親会事業への参加協力（税金クイズ）

》全国女性フォーラム 埼玉大会への参加

女性部会では、部会員の資質向上と情報共有による法人会活動のさらなる充実、活性化を目的に、毎年、全国女性フォーラムを開催しています。

日 程： 令和 8 年 4 月 16 日 (木)

会 場： ソニックシティ、パレスホテル大宮

記念講演：【演題】「笑顔のもとに笑顔が集まる」

【講師】 林家 たい平 氏 落語家)

参 加 者： 榎原部会長・山口副部会長・佐々部副部会長



》“令和 8 年度 租税教室”が始まりました！！



みらさか小学校

30名(4月30日)



講師 高杉 補助 佐々部

吉舎小学校

17名(5月15日)



講師 島原 補助 榎原

栗屋小学校

7名(5月26日)



講師 土井 補助 田丸・山口・高杉

酒河小学校

29名(6月2日)



講師 島原 補助 高杉

布野小学校

10名(6月4日)



講師 島原 補助 榎原

川地小学校

9名(6月5日)



講師 高杉 補助 榎原・山口・土井

甲奴小学校

9名(6月17日)



講師 島原

作木小学校

11名(6月18日)



講師 田丸 補助 矢谷・土井・高杉

三和小学校

10名(6月29日)



講師 岡田

青河小学校

7名(7月9日)



講師 山口 補助 佐々部

三次小学校

1組 21名(7月16日)



講師 島原 補助 矢谷

2組 22名(7月16日)



講師 矢谷 補助 島原

日本の「食品ロス」は
年間464万トン^(※)



みんなで食品ロスの削減に 取り組んでみよう!

「食品ロス」ってなんだろう?

まだ食べることができるのに、捨てられている食品のことをいいます。

日本の「食品ロス」は年間464万トン^(※)で、食品ロスの約半分は家庭からでています。日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分(102g)の食べ物を捨てている計算になります。



(※) 令和5年度推計(農林水産省・環境省)

「食品ロス」を減らすには……

食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで「食品ロス」の削減につながります。

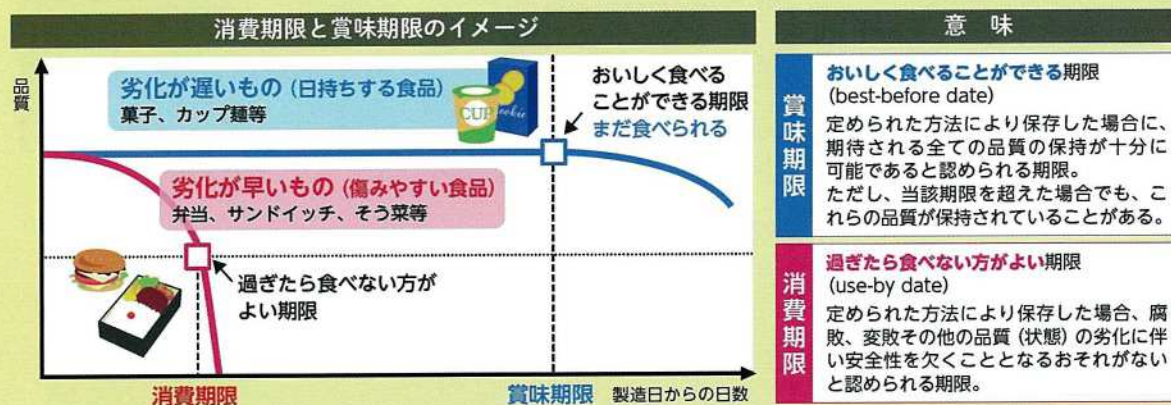
「消費期限」

過ぎたら食べない方がよい期限

「賞味期限」

おいしく食べることができる期限

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。



(消費者庁「食品ロス削減関係資料」を基に作成)

ビジネスチャンスの拡大に

法人会の 「ビジネス・マッチング」

(アメリカン・エクスプレス提供)



「ビジネス・マッチング」の特長



ビジネス・パートナーの発掘や
新規開拓などをサポートする
法人会の新たな会員サービス



法人会会員同士のみならず、
日本全国の様々な業種の
企業とつながる機会を創出



登録料、利用料、対面イベント
参加費など、すべてが無料

新規開拓も人脈づくりもすべて無料！
詳しくはこちら



死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V:

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ:

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

 大同生命保険株式会社

広島支社東広島営業所/広島県東広島市西条大坪町11-3(大坪町ビル3F)
TEL 082-422-2445

 AIG損害保険株式会社

AIG支店 広島支店/
広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)
TEL 082-535-6010

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023-05